

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	総合食料局 商品取引監理官
部署の業務内容	商品先物市場等についての企画・指導・監督

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	商品取引員、海外商品取引業者等の行う業務に関する顧客からの苦情・相談について、窓口（商品先物取引１１０番、海外商品先物取引１１０番）を設けるとともに、苦情相談マニュアルに基づき対応。また、業者に対しヒアリングや立入検査を積極的に実施し、違法行為があった場合、行政処分を行い、その情報を随時プレス発表している。 なお、商品取引員検査マニュアルを公開し、商品取引員に法令遵守を促すとともに、健全な商品先物取引が行われるよう顧客へ向けても情報提供している。 国民各層からの評価を取りまとめたものはないものの、苦情申し出者等からの一定の評価は得ているものと思料。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	商品取引員への検査・監督については、国民からの苦情や要請等を受け、19年6月に立入検査マニュアルを作成・公表した経緯がある。また、個々の取引についての苦情・相談については、苦情・相談マニュアル等により、真摯に対応するとともに、立入検査の端緒情報として取り扱っているところ。 現在は、当該マニュアルに従い、苦情対応等を行っており、対応方法について改善すべきとの声は寄せられていないと承知している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
	政策の	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	産業構造審議会商品取引所分科会や海外商品先物取引等小委員会の意見を聞くとともに、パブリックコメントを実施している。 ※小委員会や分科会では、消費者団体や弁護士の方々の委員の方々からのご意見を踏まえ、委託者（消費者）保護に関する制度見直しの際の検討事項とした。 併せて、関係業界及び日弁連と意見交換を実施している。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	-	

	目的・効果に関する説明	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○		
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×		
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行され则认为られるか。	－		
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×		
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	商品先物取引関連業界との関係については、商品取引所における市場の開設や関係団体の設立、商品取引員の受託業務を行う際の業の許認可、団体からの要望された税制改正要望の実現に向けての取組等を実施している。	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○		商品取引員、海外商品先物取引業者等の不法行為等に対しては、法に則り厳正に対処している。
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○		
項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×		
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	－		
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	－		
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	－		
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	－		
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	－		
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	－		

食の点検		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	食の安全に関係しうる業務としては、商品取引所における受渡しの条件を定める業務規定等の認可に係る業務がある。受渡しにおける食品衛生法、JAS法等の適用については、通常の相対取引における場合と何ら変わるものではない。

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			